

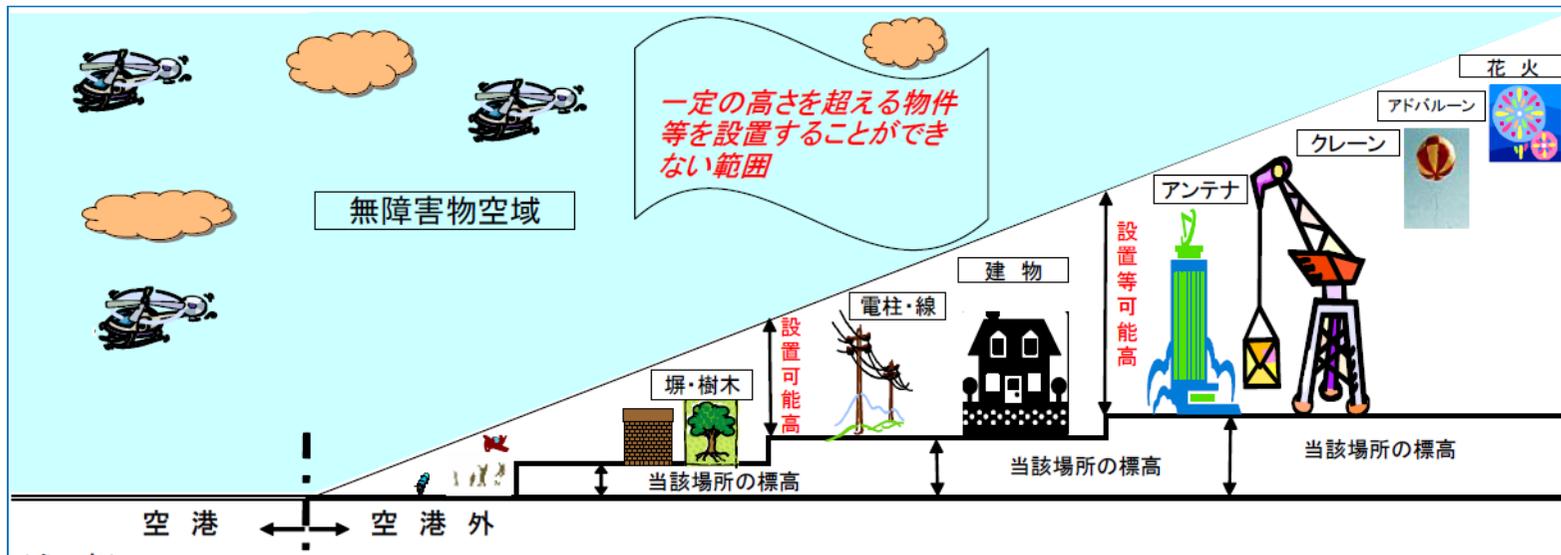
# 空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面、転移表面、水平表面）を設けています。（航空法第49条）

その高さ制限の上に出る高さの建造物、植物、その他の物件を設置し、植栽し、または留置することは禁止されています。

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に空港管理事務所までお問い合わせいただければ、制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。

なお、物件等にはTVアンテナ、樹木、看板、電線、電信柱などや上空に浮遊するアドバルーン、ラジコン機、打上げ花火、ドローン等も該当します。



各空港ごとに制限表面の範囲が設定されていますので、各空港管理事務所または長崎県土木部港湾課管理班にお問い合わせください。

航空の安全確保のため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

- ◆福江空港管理事務所 TEL 0959-72-2400 FAX 0959-72-2400
- ◆対馬空港管理事務所 TEL 0920-54-2159 FAX 0920-54-4049
- ◆壱岐空港管理事務所 TEL 0920-44-5167 FAX 0920-44-8075
- ◆上五島空港・小値賀空港（長崎県土木部港湾課管理班）  
TEL 095-894-3053 FAX 095-821-9246